

○職員の定年に関する条例

制 定 昭 59. 12. 25 条例 6

最近改正 平 2. 6. 29 条例 4

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

2 前項の定年は、60 歳とする。

(施行の細目)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平 2. 6. 29 条例 4)

この条例は、公布の日から施行する。